

46.24
6-2
令640
第

学術奨励令

内閣は、文部省設置法（昭和二十四年法律第百四十六号）第二十四條第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（所掌事務）

第一條 学術奨励審議会（以下「審議会」という。）は、文部大臣の諮問に應じ、左に掲げる事項を調査審議し、及びこれらに關し必要と認めらるる事項を文部大臣に建議する。

一 科学研究費交付金、科学試験研究費補助及び人文科学研究費補助の配分並びにこれらによる研究の促進に關する事項

二 人文科学の奨励及び普及に關する事項

三 学術研究刊行物用紙の割当計畫に關する事項

四 科学映画、幻燈面の向上及び普及に關する事項

五 学術用語の制定、普及に關する事項

六 学術圖書文庫の調査及び総合目録の調製に關する事項

七 内外学術圖書文庫の紹介に關する事項

八 学術資料の調査、収集、保存及び活用に關する事項

（組織）

第二條 審議会は、委員五百五十人以内で組織する。

一 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

第三條 委員、^{及臨時委員}臨時委員は、学識経験のある者及び關係各廳の職員のうちから、文部大臣が任命する。

第四條 学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、二年とし、その欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

二 臨時委員は、特別の事項の調査審議が終つたときは、退任するものとする。

三 委員、^{及臨時委員}臨時委員は、非常勤とする。

第五條 分科会長のうちから会長として文部大臣が指名した者は、審議

天野 377

46.24
同洋

3. 戦後の教育を調査するため必要があるときは、事務局で戦後教育を調査しつゝなりとする。

VI-591

会の会務を整理する。

(分科会)

第六條 審議会に、每一條に掲げる事項を分担させるため、左表の通り、分科会を置く。

| 分科会の名称 | 分 担 事 項 |
|----------------------|--|
| 科学研究所分科会 | 科学研究所交付金、科学試験研究費補助及び人文科学研究費補助の配分並びにこれらによる研究の促進に関する事項 |
| 人文科学分科会 | 人文科学の発達及び普及に関する事項 |
| 学術研究刊行物用紙の割当計畫に関する事項 | 学術研究刊行物用紙の割当計畫に関する事項 |
| 科学映画等分科会 | 科学映画、幻燈画の向上及び普及に関する事項 |
| 学術用語分科会 | 学術用語の制定、普及に関する事項 |

| 分科会の名称 | 分 担 事 項 |
|-------------|--------------------------|
| 学術文献総合目録分科会 | 学術図書文献の調査及び総合目録の調製に関する事項 |
| 学術文献紹介分科会 | 内外学術図書文献の紹介に関する事項 |
| 学術資料分科会 | 学術資料の調査、収集、保存及び活用に関する事項 |

第七條 委員及び臨時委員は、文部大臣の指名により、前條に掲げる分科会のいづれかに分属するものとする。

第八條 各分科会に属する委員により分科会長として互選された者は、各分科会の会務を掌理する。

第九條 分科会長に事故があるときは、その分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

第十條 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

(部会)

第十條 第六條の分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、分科会長が指名する。

3 各部会に属する委員のうちから部会長として互選された者は、各部会の会務を掌理する。

4 分科会は、その定めるところにより、部会の議決又は二以上の部会の合同の議決をもつて分科会の議決とすることができる。

(議事)

第十一條 審議会は、委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、出席した委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数をもつて決し、可不同意のときは、会長の決するところによる。

3 特別の事情があるときは、分科会ごとにそれぞれ二人の代表委員を選び、その代表委員の合議の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

できる。

4 第一項及び第二項の規定は、分科会又は部会の議事及び二以上の部会の合同の議事に準用する。この場合において、二以上の部会の合同の議事を整理する会長には、その部会を管いた分科会の定めるところにより、その部会の部会長のうちの一人が当るものとする。

(庶務)

第十二條 審議会の庶務は、文部省大学学務局において処理する。

(雜則)

第十三條 この政令に定めるもののほか、審議会の運営に關し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この政令は、公布の日から施行し、昭和二十四年六月一日から適用する。

